

高齢者虐待防止のための指針

医療法人社団 敬命会

第1条 事業所における高齢者虐待防止に関する基本的考え方

当法人は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を踏まえ、サービス提供にあたって身体的、精神的な虐待が起きることのないよう、この指針を定め、全ての職員は本指針に従ってサービスを提供する。

第2条 虐待の定義

本指針における虐待とは、次のとおりとし、これらの発生の防止を図る。

1. 身体的虐待：暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。
2. 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）：意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。
3. 心理的虐待：脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。
4. 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。
5. 経済的虐待：利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

第3条 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的として、虐待防止委員会を設置する。

尚、委員会の役割、構成員、委員会の開催等については、「虐待防止委員会規程」において別に定める。

第4条 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

1. 虐待防止を目的とした職員研修を、原則年1回以上及び職員採用時に実施する。
2. 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努める。
3. 研修の内容は、開催日時、出席者、研修項目を記録し、保管しておく。

第5条 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

1. 虐待等が発生又は発生した疑いがある場合は、別紙「高齢者虐待事案 発生時の対応フローチャート」に従って対応し、客観的な事実確認を行う。
2. 虐待の事実を把握した場合において、緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。
3. 虐待者が職員であることが判明した場合は、厳正に対処する。
4. 虐待が発生した原因と再発防止策を委員会において討議し、職員等に周知する。

第6条 虐待等が発生した場合の相談報告体制

1. 利用者又は家族等から虐待の通報を受けた場合は、別紙「高齢者虐待事案 発生時の対応フローチャート」に従って対応する。
2. 虐待防止委員会において、虐待が行われた要因の分析と再発防止策を検討し、職員に対し周知、啓発を行う。

第7条 当指針の閲覧

当指針は、利用者及び家族がいつでも閲覧できるように施設内にて掲示するとともに、ホームページ上に公表する。

第8条 その他

高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修に積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すように努める。

【附則】

本指針は、令和6年4月1日より施行する。

【附則】

この改定は、令和7年8月1日より施行する。